SLV4

第二期スカラシップ・一般

令和８年度　法科大学院入学者選抜試験問題

憲　　法　・　刑　　法

1. **試験開始の合図があるまで，この問題用紙の中を見てはいけません。**
2. 試験時間は，憲法，刑法の2 科目で**120分**です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては，必ず**黒か青のペン**または**ボールペン**(鉛筆は不可)を使用してください。
5. **解答用紙**に記入するときには，下記の点に注意してください。
   (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
   (2) 解答用紙は，憲法2 枚、刑法2 枚です。2 枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し，ホチキスは，はずさないで使用してください。
   (3) 訂正する場合は，＝線で消すなどして，分かりやすく訂正してください。
   (4) 解答用紙は，折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後，問題用紙は持ち帰ってください。

【憲　　法】

2025 年の秋、県立の普通科学校である A 高校では、法学系の大学院博士課程で日本国憲法の研究をしたばかりの B 教諭が、必修科目の一部である政治・経済の授業を担当している。B 教諭は、いわゆる「平和安全法制」とされる安保法制関連の諸規定について、その歴史的変遷や、今日の法制度などを、指定教科書に即して授業で扱っている。

ちょうど保護者らがおおぜい見学に現れた授業参観日において、B 教諭は「集団的自衛権一部容認」を含む日本国憲法９条の授業をしていた。

同授業において B 教諭は、「従来の政府見解によれば、日本国憲法９条の下では個別的自衛権のみが合憲であり、集団的自衛権に及ぶ行為は違憲であるとされてきたわけですが、2014 年の内閣による憲法９条の解釈変更、ならびにその後の 2015 年の法改正によって、憲法９条も集団的自衛権を一部容認すると解釈されています。」と述べていた。

その際、B 教諭は、内閣法制局が 2014 年に、インターネットで政府見解の変更をわかりやすく説明するために、旧来の政府見解であった「個別的自衛権どまりの従来の見解」（（旧）と略す）と、新しい政府見解とされる「集団的自衛権一部容認を含む新見解」（（新）と略す）を並べて掲載してきたことを、授業で紹介した。

具体的には、B 教諭は、まず（旧）の教材を黒板に大きく貼り付けて説明し、その後に（新）の大型の印刷用紙を（旧）の上に貼り付けた。（新）の印刷用紙には、文字だけではなく、自衛隊が海外での戦場に参加しているような、巨大な図画までもが取り込まれていた。

そして B 教諭は大声で語った。「どうですか？みなさん。この（旧）の内容こそが、内閣法制局が長年にわたって憲法９条の解釈としてきたものです。それが今になって、首相官邸および国会の多数決でひっくり返されて、（新）に置き換えられたのです。」

さらに B 教諭が、「いままで、個別的自衛権を憲法９条解釈として、高校の政治・経済の授業も生徒に熱心に教えられてきたのですが、国の安保法制の政策の大きな変更によって、憲法はそのままなのに、教科書も書き換えられました。こうした憲法の解釈変更は、高校の政治・経済の授業内容にも、まじめな生徒ほどショックを受けるような激震を及ぼしているのです」、などと語ったので、国の高級官僚を含む保護者らの何人かが怒った様子ですぐに退席した。

たまたま保護者を教室まで案内してきた同高校の C 校長が、あわてて次のように説明した。「そもそも今回の B 教諭の授業内容には、教諭も加わっている本県の教職員組合が、いわゆる『安保法制反対運動』の組合集会で使うのと同じ紙が、使われてしまっています。その意味でも、本授業は、授業に名を借りた組合運動であって、授業内容として不適切で、生徒の学習権を侵害してしまっています。」

（問）後日、B 教諭の相談を受けた弁護士が、B 教諭に対するありうべき処分等にどう対応するか考えているとして、その見解をあなたが起案しなさい。

以　上

【刑　　法】

次の**【事例】**に関し、下の**【設問１】【設問２】【設問３】**のすべてに答えなさい。

【事例】

（１）甲は、いわゆるホストクラブにおいてホストをしており、客であるＶがたまった多額の遊興費を支払うことができなかったことから、Ｖに対し、激しい暴行、脅迫を加えて強い恐怖心を抱かせ、風俗店などで働くことを強いて、分割でこれを支払わせるようになった。さらに、甲は、Ｖに多額の生命保険をかけた上で自殺させ、Ｖの死亡が自動車の海中転落事故に起因するものであるように見せかけて保険金を取得しようと企て、Ｖを生命保険に加入させた上、婚姻意思がないのにＶと偽装結婚して、保険金の受取人を自己に変更させるなどした。

（２）甲は、自己の言いなりになっていたＶに対し、某日午前１時 30 分ころ、漁港において、事故を装って車ごと海に飛び込むという自殺の方法を具体的に指示し、Ｖを運転席に乗車させて、車ごと海に飛び込むように命じたが、Ｖは、死の恐怖のため飛び込むことができず、「明日やるから。」などとくりかえし哀願した。夜も明けてきたことから、甲は、「絶対やれよ。やらなかったらおれがやってやる。」などと申し向けた上、翌日に実行を持ちこした。

（３）Ｖは、甲の命令に応じて自殺する気持ちはなく、甲を殺害して死を免れることも考えたが、それでは家族らに迷惑がかかる、逃げてもまた探し出される、などと思い悩み、車ごと海に飛び込んで生き残る可能性にかけ、死亡を装って甲から身を隠そうと考えるに至った。

（４）翌日の午前２時過ぎころ、甲は、Ｖを車に乗せて同じ漁港に至り、運転席に乗車させたＶに対し、「昨日言ったことを覚えているな。」などと申し向け、さらに、ドアをロックすること、窓を閉めること、シートベルトをすることなどを指示した上、車ごと海に飛び込むように命じた。甲は、Ｖの車から距離を置いて監視していたが、その場にいると、前日のようにＶから哀願される可能性があると考え、もはや実行するほかはないことをＶに示すため、現場を離れた。

（５）それから間もなく、Ｖは、脱出に備えて、シートベルトをせず、運転席ドアの窓ガラスを開けるなどした上、自動車を運転して、漁港の岸壁上から海中に同車もろとも転落したが、車が水没する前に、運転席ドアの窓から脱出し、港内に停泊中の漁船に泳いでたどり着き、はい上がって死亡を免れた。

（６）現場の海は、岸壁の上端から海面まで約２メートル、水深約４メートル、水温約 10 度という状況にあり、このような海に車ごと飛び込めば、脱出する意図が運転者にあった場合でも、飛び込んだ際の衝撃で負傷するなどして、車からの脱出に失敗する危険性は高かった。また脱出に成功したとしても、冷水に触れて心臓まひを起こし、あるいは心臓や脳の機能障害、運動機能の低下を来して死亡する危険性は極めて高いものであった。

【設問１】　甲は、Ｖに対する殺人未遂罪（刑法 199 条、203 条）の罪責を負うとして起訴されたが、甲の弁護人は、「Ｖが車ごと海に飛び込んだのは、Ｖが自らの自由な意思に基づいてしたものであるから、そうするように指示した甲の行為は、殺人罪の実行行為とはいえない」と主張し、また、「甲は、Ｖに対し、その自由な意思に基づいて自殺させようと意図していたにすぎないのであるから、殺人罪の故意があるとはいえない」と主張している。これらの主張の妥当性について論じなさ

い。

【設問２】　**【設問１】**の検討をふまえて、**【事例】**（２）から（６）までの事実に関する甲の罪責を論じなさい。

【設問３】　**【事例】**（６）の事情とは異なり、現場の海に車ごと飛び込んだとしても、Ｖのようにシートベルトをせず、運転席ドアの窓ガラスを開けるなどの措置をとっていれば、運転者が脱出に成功し死亡を免れる可能性が高かったとする。この場合の甲の罪責について、**【設問２】**で論じた内容にそって説明しなさい。

以　上